

特 記 仕 様 書

I. 適用範囲に関する事項

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。
また、設計図書のうち仕様書については「本特記仕様書」を適用する。

II. 公共工事の環境配慮に関する事項

- 1 業務を行う者に「環境方針」を周知し、業務の各段階において環境負荷の低減に努めること。新潟市の「環境方針」が掲載されているホームページアドレスは次のとおり。
<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/datutanso/plan/ems.html>
- 2 業務に関係する環境関連法令を遵守すること。
- 3 業務の履行において、環境に関する苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応を記録し、本市担当者に報告すること。
- 4 工事箇所の現場状況を充分配慮し、自然環境の保全に努めること。
- 5 業務に使用する車両の省エネルギー運転、アイドリング・ストップ等に努めること。
- 6 施工に関して、建設廃棄物の発生抑制に努めること。
- 7 業務で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用に努め、廃棄すべき物は適正な処理を行うこと。
- 8 建設副産物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成 14 年 5 月 30 日通達)を遵守し、発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理を行うこと。
- 9 業務で使用する資材、機材、物品の調達は、「新潟市グリーン調達推進方針」の品目・基準を参考とすること。

III. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、環境に配慮した公共工事の推進に留意し、併せて下記書類を提出すること。ただし、監督員が下記書類について、提出の必要がないと指示した場合は、この限りでない。

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

建設資材の搬入量または建設副産物の搬出量にかかわらず、上記計画書（実施書）（※1）を提出することとし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 18 条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

2 グリーン資材等調達実態調査表

本工事において、「新潟市グリーン調達推進方針（平成 14 年 6 月 4 日策定）」により、「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（※2）に掲げる資材等を使用した場合には、調査表及び集計報告書を作成し提出すること。

※1 データの作成方法について

- 1) 財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（通称「COBRIS」という。）を利用し作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。
<https://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.html>

※2 データの作成方法について

「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査票」（エクセルデータシート）に使用資材ごとの数量を記載して提出すること。

エクセルシートは下記に掲載。

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyo/kyotsukoji/green.html>

- 1) 新潟市グリーン調達推進方針（最新版）

新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」をご覧ください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kankyo/green/index.html>

- 2) 新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査票

上記の新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」に掲載する『「特定調達品目及びその判断基準、調達目標」及び「調達実績」』に関して、年度ごとに基準や目標を定め、年度ごとの調達実績を公表しています。

3 完了時の報告

上記1及び2の提出物は、工事完成後速やかに書面及びデータにより監督員に提出すること。なお、COBRIS を利用し作成した内容については、監督員の確認を得ること。

IV. コリンス（CORINS）への登録に関する事項

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）のすべての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

V. 排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用するものとする。受注者は、工事の施工にあたり以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日 法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国土交通省大臣官房技術審議官通達国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型

建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

また、排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、監督員の確認に換えて、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い提出することができるものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機 種	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
トラクタショベル（車輪式）	
ブルドーザ	
発動発電機（可搬式）	
空気圧縮機（可搬式）	
油圧ユニット	
以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの	
油圧ハンマ・バイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバーササーキュレーションドリル・アースドリル・地中連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機	
ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ	
ホイールクレーン	

Ⅵ. 建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意してください。

1 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙又は退職金ポイントを購入し、共済証紙を購入した場合は当該労働者の共済手帳に貼り付け、退職金ポイントを購入した場合は掛金へ充当してください。また、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に提出してください。

共済証紙の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入してください。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を提示書類として作成してください。

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めてください。

3 下請業者の加入促進

受注者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付、退職金ポイントの充当を一括申請又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付又は退職金ポイントの購入及び掛金充当を促進するよう配慮してください。

4 その他の退職金支給制度

受注者(下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。)が、従業員について退職金支給制度(中小企業退職金共済事業団の加入を含む。)を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出してください。

なお、その旨が書面により確認できる場合は、上記1、2、3は除外するものとします。

Ⅶ. 下請契約に関する事項

- 1 受注者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、書面による下請契約の締結を行ってください。また、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めてください。

なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。

- 2 受注者は、下請契約の締結にあたって、企業が義務的に負担しなければならない社会保険等への加入資源となる法定福利費を下請企業が適切に確保できるよう、法定福利費の内訳明示を見積条件に記載するとともに下請企業が提出する見積について標準見積書の活用にも努めてください。

- 3 受注者は、本工事の請負金額が1千万円以上(税込)となり、施工において下請契約(一次下請)を締結した場合で、市内企業を下請けに採用しなかったときは、竣工時にその理由を「市内企業不採用理由書」に記入し、監督員に提出してください。

提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約係のホームページからダウンロードして、監督員(メールアドレスは監督員からお知らせします。)あてに電子メールの添付ファイル(メール及びファイル名に「市内企業不採用理由書」の表題を記載してください)として送付してください。

Ⅷ. 市内及び県内調達に関する事項

- 1 受注者は、本工事に使用する資材について、地元資材の優先使用に努めるものとする。

なお、地元資材とは以下に該当するものをいう。※()内の数字が少ない程優先順位は高い。

- (1) 市内に所在する工場で製造されたもの。
- (2) 市内に本社・本店のある企業が製造したもの。
- (3) 県内に所在する工場で製造されたもの。
- (4) 県内に本社・本店のある企業が製造したもの。

- 2 受注者は、地元資材以外の調達に当たっては、以下のとおり優先使用に努めるものとする。

※()内の数字が少ない程優先順位は高い。

- (1) 市内に本社・本店のある代理店が取扱うもの。
- (2) 県内に本社・本店のある代理店が取扱うもの。

Ⅸ. 法定外の労災保険の付保に関する事項

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、その保険証券等を発注者に提示すること。

X. 電子黒板に関する事項

デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）について（通知）」（平成30年3月28日付け新技第446号）に基づき実施すること。

XⅠ. 安全の確保に係る訓練等の実施等に関する事項

1 安全の確保に係る訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全の確保に係る訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目について安全の確保に係る訓練等を実施するものとする。

- ・ 本工事内容等の周知徹底
- ・ 工事安全に関する法令等の周知徹底
- ・ 本工事現場で予想される事故対策
- ・ その他、安全の確保に係る訓練等として必要な事項

さらに、必要に応じて、以下の事項についても実施するものとする。

- ・ 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ・ 自家用電気工作物保安規定に基づく電気保安訓練への参加
- ・ 本工事における災害対策訓練

2 安全の確保に係る訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を、写真に記録し報告するものとする。

XⅡ. アスベスト含有建材資材の使用に関する事項

本工事においては、アスベスト含有建材資材を使用してはならない。

1 アスベストの含有が懸念される資材を使用する場合の対応

受注者は、使用資材リストとアスベストを一切含有していないことの証明書（メーカー証明書、宣誓書等）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

アスベストの含有が懸念される資材は下記の製品等が考えられる。

石綿セメント円筒、押出し成型セメント板、住宅屋根用化粧スレート、
繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、
クラッチライニング、ブレーキパット、ブレーキライニング、接着剤、等

2 「労働安全衛生法施行令」改正後の附則第3条に掲げる規制の「適用除外製品等」

ジョイントシートガasket、うず巻き形ガasket、メタルジャケット形ガasket、
グラウンドパッキン、断熱材

なお、「適用除外製品等」は使用用途・使用条件が限定されており、市が発注する通常の建設工事は、

使用用途の対象外である。

XⅢ. 仕上げリスト・機器リスト等の提出に関する事項

受注者は、監督員の指示により、仕上げリスト若しくは機器リスト等を作成し、監督員の確認を受けた後に、竣工時まで提出するものとする（提出は、書類2部及び電子データとする）。

XⅣ. 調査・試験に対する協力に関する事項

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
 - （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - （２）調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。
 - （３）調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。

XⅤ. 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置に関する事項

事故発生の際の早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在地が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。

XⅥ. ウィークリー・スタンスの実施に関する事項

建設関連企業の就労環境を改善し、魅力を創出するためには受発注者が良好な関係を築く必要があるため、受発注者間の業務のすすめ方として、下記のとおりウィークリー・スタンスについて取り組みに努めることとする。

- ① マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）

- ② ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応（業務時間外の連絡を行わない等）を心がける）
- ③ フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ④ オーバーファイブ・ノーミーティング（午後 5 時以降にかかる打合せを行わない）
- ⑤ イブニング・ノーリクエスト（就業間際、終業後に依頼を行わない）

なお、ウィークリー・スタンスは受発注者間の姿勢（スタンス）を示したものであり、現場等各種条件や企業方針、及び必要とする作業日数等の確保により曜日の変更等行うことができる。

また緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

XVII. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定） から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

XVIII. 産業廃棄物の処理

本工事で発生する産業廃棄物については産業廃棄物処理許可業者による処分場にて処理することとし、処理方法については下記による。また、産業廃棄物税についても適切に処理すること。

- ・コンクリート：中間処理 ・石膏ボード：最終処分
- ・木材 ：中間処理 ・スレート ：最終処分
- ・アスファルト：中間処理 ・雑材料 ：最終処分

XIX. 週休 2 日取得工事

新潟市は、建設業の「働き方改革」、建設現場の「週休 2 日（4 週 8 休）の確保」の実現に向け、“適正な工期設定”を行い発注しております。

建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休 2 日を建設産業に広く浸透させるため、本工事においても週休 2 日取得工事の実現に努めること。

XX. 関連する別途発注工事

本工事と同一建物で予定されている別途発注工事は下記の通り。

工事名	予定期間

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定める。

- (ア) 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- (イ) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (ウ) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書

1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)から(9)の要件を全て満たすものとする。

(1) 特定共同企業体による施工でないこと。

(2) 特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(3) 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

(4) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(5) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、他機関発注の公共工事・民間工事含め 2 件までであること。ただし、兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限ります。

なお、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物等で、同一工事として認められる場合については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(6) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が共に新潟市内の工事であること。

(7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。

(8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(2)から(9)の事項について確認できる書類を提出すること。

((7) ～ (9) については、業務分担、連絡体制等を施工計画書等に記載すること)

3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

室内空気有機化学物質低減対策特記仕様書 (各設備工事編)

1. 使用材料等の選択

- 採用材料については、建築基準法及び、同施行令に準じた材料を選定すること。
- 揮発性有機化合物の発生源となる可能性のある材料を使用する際は、F☆☆☆☆の基準適合であることや、当該物質を使用していない旨が確認できる記録を残しておくこと。(参考: 下記別表 A 備考欄)

2. 測定室及び測定時期

- 本現場において空気環境測定は、
[・実施する(室) ・別途関連工事において実施する ○実施しない]
- 測定時期については、[・対象室の施工後とする ・()]

3. 測定対象物質

『別表-A』…6 項目

	指針値(ppm)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	備 考
ホルムアルデヒド	0.08	100	パーティクルボード、断熱材、接着剤等
トルエン	0.07	260	油性ニス、樹脂系接着剤、ワックス溶剤等
キシレン	0.05	200	油性ペイント、樹脂塗料、ワックス溶剤等
パラジクロロベンゼン	0.04	240	消臭剤、芳香剤、防虫剤等
スチレン	0.05	220	接着剤、塗料の溶剤及び希釈剤
エチルベンゼン	0.88	3800	樹脂塗料

4. 測定方法

測定機器

- 最新の『厚生労働省「室内空気中化学物質の測定マニュアル」、学校にあつては文部科学省「学校環境衛生基準」』(以下「基準等」という。)に認められている測定機器

測定要領

- 最新の基準等の測定方法

5. 測定結果の分析

- 測定対象化学物質を採取した検体を分析機関に依頼する。
- 単独検査機関により全数の分析が不可能な場合は、測定方法及び検体の種別ごとに分析機関が異なることも認めるものとする。

6. 測定結果が指針値を超えた場合の措置

- 低減措置を講じ、再度測定で基準値内であることの確認を関係受注者が連携して行う。

7. 報告書の提出

- 完了検査日までに報告書を提出する。
- 部分使用の承諾をする場合は、使用日の前日までに確認する。

8. その他

- 建築材料の選択、測定方法などで上記によりがたい場合は、監督員と協議を行う。